

編修委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 編修委員会は、電気学会誌の編修全般に関する基本方針、大綱的事項について審議ならびに調整を行う。

(審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 電気学会誌の編修全般の基本方針に関する事項
- (2) 電気学会誌の企画・編修・発行に関する大綱的事項、主旨、方針の検討と決定
- (3) 各編修専門部会の企画に関する事項
- (4) 投稿された原稿の採択の可否に関する事項
- (5) 編修専門部会の主査の選定
- (6) その他、電気学会誌の編修に関する事項
- (7) 編修会議からの諮問事項

(構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長	編修出版理事
委員	各編修専門部会主査および編修幹事グループ
オブザーバ	各部門編修委員会委員長

2. 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。例えば、専門にとらわれず、科学、文化、教育、経済、あるいは政策などの分野の見識が深く、広い視野に立って物事を議論できる学識経験者に出席願ひ、意見を聴取するなど。

(下部組織)

第4条 本委員会の下部組織として、「編修専門部会」と「編修幹事グループ」を設置する。

2. これらの委員会の運営は、各々別に定める「編修専門部会運営要綱」「編修幹事グループ運営要綱」による。

(招 集)

第5条 委員会の開催は、原則として2か月に1回とする。

2. 委員会は委員長が招集し、事務局が関係者に通知する。

(事 務)

第6条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は、資料の整備等委員会に必要な準備を行う。
3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認の後、別に定める期間、保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成8年3月25日、編修会議において改正。
3. 本運営要綱は平成8年3月25日より施行する。
4. 本運営要綱は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
5. 本運営要綱は平成10年7月28日、編修会議において改正。

6. 本運営要綱は平成10年7月28日より施行する。
7. 本運営要綱は平成21年6月16日、編修会議において改正。
8. 本運営要綱は平成21年6月16日より施行する。